

経 ViewPoint

2018. 9. 3

営 相
談

民法(債権関係)改正内容の概要

小田 洋 相談部 東京相談室

債権規定を中心とする民法の改正法が2017年5月26日に国会で可決され、一部の規定を除き、2020年4月1日から施行されることになりました。

今回は、民法改正内容のうち、企業実務上影響のある主要な項目を概説し、その中から特に企業担当者の関心が高いと思われる「保証」について詳しく解説しました。

1. 主要改正項目

今回の改正は、1898年(明治31年)に民法が施行されて以来、戦後の1947年(昭和22年)に行われた親族・相続編の改正を除いては、初めての大幅改正となります。改正作業は、法務省の法制審議会民法(債権関係)部会において、2009年(平成21年)11月から2015年(平成27年)2月までの約5年3カ月にわたり、99回の会議を開催して進められ、検討された項目が約200項目に及ぶ文字どおりの大改正となりました。

私人間の生活関係を規律する私法の分野における一般法である民法の債権関係規定の改正は、企業実務に対しても極めて大きな影響をもたらすものです。したがって、2020年4月の施行前に主要なポイントを押さえておく必要があります。今回の改正内容のうち、企業実務上の影響があると考えられる主要な項目は下表のとおりです。

| | 改正前 | 改正後 | 備考 |
|------|--|---|--|
| 消滅時効 | <ul style="list-style-type: none"> 民事債権10年、商事債権5年など複雑な時効期間の体系。 時効の中断(時効期間がゼロクリアー)と時効の停止(時効完成が猶予されるのみ)。 | <ul style="list-style-type: none"> 権利行使できることを知ってから5年、権利行使できるときから10年のいずれか早い時点に一本化。 それぞれ「時効の更新」、「時効の完成猶予」として整理。 | 債権者としての時効管理の負担が軽減。仮差押え、仮処分が時効の更新(旧時効の中断)から時効の完成猶予となるので要注意。 |
| 法定利率 | 民事法定利率5%、商事法定利率6%。 | 3%。ただし、3年ごとに直近変動期の基準割合(各基準日前の過去5年間の銀行市中貸出金利の平均値)と比較し、1%以上変動時に1%単位で変動。 | 当事者間で定めた利率があればそれに従う。 |

(次ページにつづく)

| | | | |
|---------------|--|--|-------------------------------------|
| 定型約款 | 定めなし。 | 定型約款について一定の場合に、顧客が合意したものとみなされる。また、一定の要件を充たせば多数の顧客と個々に合意することなく定型約款の変更が可能。 | 既存の約款が新法にいう定型約款に該当するか否かを確認するのが望ましい。 |
| 債務不履行 危険負担 | 債務者に帰責事由があれば債務不履行（解除か損害賠償請求）、なければ危険負担（特定物の物権の移転等に関する双務契約は債権者負担主義〔目的物が不可抗力で滅失しても買主に代金支払義務あり〕、それ以外は債務者負担主義〔建物建築中に地震で倒壊したら請負人に報酬請求権なし〕。 | 債務不履行があれば債務者に帰責事由がなくても解除可能。損害賠償のための帰責事由は契約等の発生原因や取引上の社会通念に照らし判断。危険負担は債権者負担主義を廃止し、債権者は反対給付の履行拒絶が可能に。滅失等の危険は買主への引渡時に買主に移転。 | 債権者負担主義は合理性がないとして廃止。 |
| 瑕疵担保責任 | 目的物に隠れた瑕疵があるときは瑕疵担保責任（解除または損害賠償請求）を追及可能。 | 目的物が契約内容に適合しないときは、契約不適合責任に基づき追完請求権、代金減額請求権を行使可能。解除または損害賠償請求も合わせて行使できる。 | — |
| 保証 | 次項「2. 保証の改正内容」をご参照。 | | |

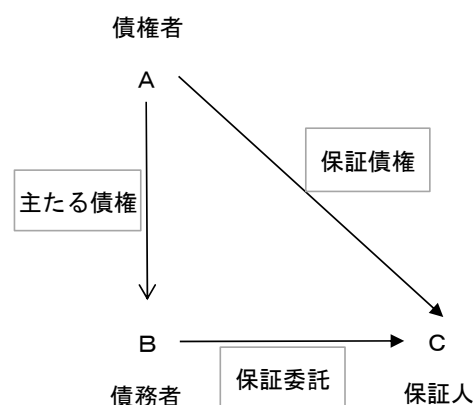
2. 保証の改正内容

[1] 個人根保証のすべてについて極度額の設定を必須化

最初に、保証に係わる当事者を確認します。図1に示したとおり、債権者Aの債務者Bに対する債権（主たる債権）について、BがCに保証人となることを依頼し（保証委託）、Cがこの依頼を承諾してAと保証契約を結ぶことにより、Cが保証人となってAに対して保証債務を負担することになります。

これまで個人を保証人とする根保証契約のうち、債務の範囲に貸金等債務が含まれるもの（貸金等根保証契約）についてのみ、極度額を定めなければ効力を生じないものとされていました。これは個人が根保証人となる場合に保証責任額の上限を確定し、保証の可否につき慎重な判断を促す趣旨ですが、個人根保証契約のすべてに妥当するものであり、今回の改正により個人根保証契約はすべて極度額を設定しなければならなくなりました。個人が建物を借りるにあたって親族が家賃保証をする場合など、個人根保証契約は、極度額を設定しなければ根保証契約そのものが無効となります（次ページ図2の「個人根保証全般」の部分）。

■図1 保証の各当事者



■図2 個人保証の分類

事業のために負担した貸金等債務（公正証書要）
 事業のために負担した債務（事前に保証人に情報提供要）

| 主債務の目的 | 保証の種類 | |
|---------|--------------------------------------|---------------------|
| | 特定債務保証 | 根保証 |
| 事業のため | 保証契約締結時に情報提供義務あり 貸金等債務 （公正証書要） | 貸金等債務 （公正証書要） |
| 事業以外のため | | 個人根保証全般 （極度額必須化） |

[2] 公正証書による保証債務の履行意思の表示

事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする特定債務保証契約、または主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約（いずれも法人が保証人である場合を除く。図2の「貸金等債務（公正証書要）」の部分）は、その保証契約に先立ち、保証人がその締結日の前1カ月以内に作成された公正証書で保証債務を履行する意思を表示していなければ保証の効力を生じません。

ただし、いわゆる経営者およびこれに準じる者（①主たる債務者が法人である場合の理事、取締役等、②主たる債務者が法人以外のときのその共同事業者、または主たる債務者の事業に従事しているその配偶者）が保証人となる場合は、公正証書を作成することなく保証契約を締結することができます。

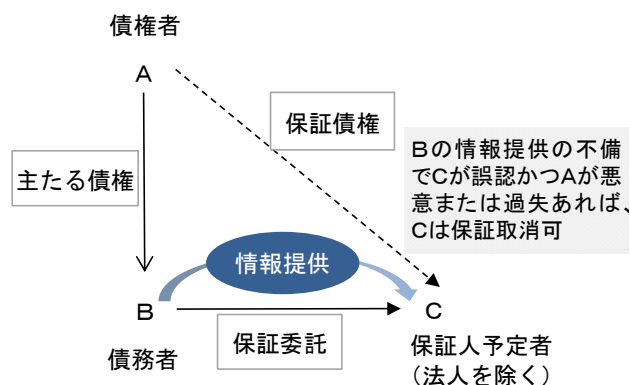
[3] 保証人に対する情報提供義務

保証人になろうとする者に対し、主たる債務者による債務履行の可能性等につき判断材料を与え、保証の可否につき慎重に判断させるため、また保証契約締結後においても主たる債務者による債務履行状況について随時保証人に知らせるため、保証人に対する情報提供義務が定められました。

（1）保証契約締結時：事業のために負担する債務が対象 [前掲図2の 部分]

事業のために負担する債務を主たる債務とする特定債務保証契約、または主たる債務の範囲に事業のために負担する債務が含まれる根保証契約を委託するときは、主たる債務者は、委託を受ける者（法人を除く。以下、（1）において同じ）に対して、主たる債務者の財産・収支の状況、主たる債務以外に負担している債務の有無・金額・履行状況、主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとしているものがあれば、その旨・内容を情報として提供しなければなりません。

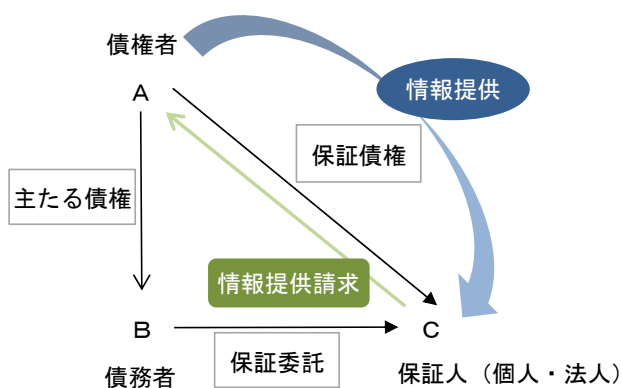
これらの情報を提供せず、または虚偽の情報を提供したため、保証委託を受けた者が誤認し



て保証契約を締結したときは、債権者がこの情報不提供・虚偽情報提供の事実を知り、または過失によって知らなかった場合に限り、保証人は保証契約を取り消すことができます。

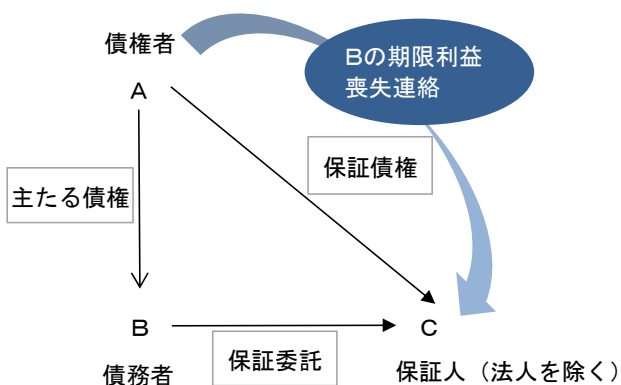
(2) 保証契約締結後：すべての保証が対象（保証人が個人・法人とも含む）

主たる債務者から委託を受けた保証人（個人・法人とも含む）が債権者に対して請求したときは、債権者は保証人に対し、遅滞なく、主債務の履行状況について情報提供しなければなりません。これに違反した場合の効果について規定はありませんが、照会を受けた債権者は、速やかに保証人に情報提供を行うべきでしょう。また、保証人としては定期的に債権者に主債務の履行状況について、照会することが望ましいでしょう。



(3) 主たる債務者が期限の利益を喪失した場合：個人が保証人とするすべての保証が対象

主たる債務者が期限の利益を喪失したときは、債権者は保証人（法人を除く）に対し、その期限の利益の喪失を知った日から2カ月以内に、その旨を通知しなければなりません。債権者がこの期間内に通知をしなかったときは、債権者は主たる債務者の期限の利益の喪失日から実際にこの通知をするまでに生じた遅延損害金について、保証人に保証債務の履行を請求することができません。



【経過措置】

新法施行前に締結された保証契約に係る保証債務については、従来通りです。なお、公正証書の作成は、2020年3月1日以降は必須となります。

内容は2018年3月5日時点の情報に基づいて作成されたものです。

本情報は、法律、会計、税務などの一般的な説明です。個別具体的な法律上、会計上、税務上等の判断や対策などについては専門家（弁護士、公認会計士、税理士など）にご相談ください。また、本情報の全部または一部を無断で複写・複製（コピー）することは著作権法上の例外を除き、禁じられています。